

はじめに

本報告書では、タイの離婚制度について、離婚方法、離婚後の親権、養育費に焦点を当てて報告する。その際、取り扱うのは民商法典¹に基づいて婚姻をした場合のように、離婚の際にも民商法典が適用される場合に限定する。そのため、南部4県において民商法典の適用を除外し、イスラーム法に基づいて婚姻がされた場合における離婚については、本報告書で取り扱わない。

離婚

民商法典によると、現在、協議離婚と裁判離婚の二つが認められている。このどちらの方法も、第5編が公布された1935年から認められている。

協議離婚

¹ 本報告書が対象とする離婚制度については、民商法典第5編「親族」が定めている。同編は、1935年に公布・施行されているが、これまで1976年と1990年に大改正を受けている。

1976年の改正は、1974年の憲法制定の影響を受けてのものである。1973年10月の学生を中心とした民主化運動は、権利および自由の大幅な拡張を求め、その結果が、1974年憲法に結実した。当該憲法には男女平等が規定されたため（28条2項）、1935年法の親族編部分は当該規定に反すると考えられた。憲法違反の状態を是正するために1976年に大改正が行われた(Bundet 2013, 7-8)。

1976年の大改正は、違憲状態からいち早く脱するために迅速さが求められていた。そのため、いくつかの不備が存在した。そこで、司法大臣は、1977年に家族法部分の改正のための委員会設置を内閣に提案し、当該委員会は修正法案を1983年に提出した。しかし、その後、政権交替が頻繁に行われるとともに、生活や社会関係に大きく関わる改正であったため、内閣および議会における審議が慎重に行われた結果、多大な時間を要した。そして、最終的に、1990年9月26日に公布された(Bundet 2013, 7-8)。

協議離婚は、後述の裁判離婚のように、請求原因は必要ではなく、当事者間の合意により離婚することができる。その際、当該合意は、文書によって行われ、2名以上の証人を要する（1514条²項）。また、当該合意は、夫婦によって登録される必要がある（1515条³）。

登録場所は、バンコクの場合は区登録事務所、その他の県においては、市登録事務所または市登録事務所支所となる（仏暦2541（西暦1998）年家族登録に関する内務省規則（以下、家族登録規則と表記。）5条4号）。離婚を望む両当事者が一緒に登録事務所に出頭するのが原則であるが（20条）、同一の登録事務所に出頭できない場合には、別々の事務所に出頭して、手続きを行うことも可能である（21条）。

離婚を希望する当事者が出頭した場合、登録担当官は、まず、離婚登録申請者に対して離婚登録の効果を説明し、意思確認を行う（20条本文）。当該説明を聞いた上で、なお申請者が登録を希望する場合に、手続きが進行する。まず、担当官は、両当事者の身元、婚姻登録、離婚契約等を確認し（1号）、離婚登録書および離婚証書に必要事項を記載するとともに、財産、親権、またはその他事項について記録する必要がある場合には、担当官はその内容を記録する（2号）。離婚の際に、20才未満の未成年の子どもがいる場合には、その子どもの親権者を定める必要があるとともに（民商法典1520条⁴）、養育費の負担者および金額（1522条⁵）について定める必要がある。また、タイにおいては、婚姻後の夫婦財産が、一部の例外を除き、共有となっているため、離婚に伴って清算する必要がある

² 1514条 離婚は、当事者双方の合意または裁判所の判決によってのみ、行うことができる。

2 合意による離婚は、書面により行い、かつ2名以上の証人による署名がなければならない。

³ 1515条 婚姻が本法典に基づき登録された場合、合意による離婚は、夫婦が離婚登録をすることにより効力を有する。

⁴ 1520条 合意による離婚において、夫婦は、どちらがどの子に対して親権を行使するか書面により合意する者とする。合意しなかった、または合意できなかった場合は、裁判所が決定者となる。

2 裁判による離婚において、離婚訴訟を審理した裁判所は、どちらがどの子に対して親権を行使するか決定する。決定の際の審理において、2562条に基づき夫婦から親権を剥奪する理由が存すると判断した場合、裁判所は、子の幸福および利益を考慮して、夫婦から親権を剥奪し、第三者を後見人とするを命ずることができる。

⁵ 1522条 合意による離婚の場合、離婚契約の中に、夫婦双方、または、夫もしくは妻が養育費を負担する旨を金額とともに合意するものとする。

2 裁判による離婚、または離婚契約が養育費について定めていない場合、裁判所が決定者となる。

ある（1533条、1535条）。そのため、離婚登録の際に、財産分割の内容を記録することが行われる。

その後、申請者および証人が、離婚登録書に署名を行い（家族登録規則20条4号）、担当官が、内容を確認後、離婚登録書および離婚証書に署名し（5号）、申請者二人に対して一部ずつ離婚証書を交付する（6号）。

このように、家族登録規則によると、離婚を希望する夫婦のみならず、証人の窓口への出頭が求められている。しかし、一方当事者が窓口への出頭を拒絶した場合には、他方当事者は裁判所に出頭を命ずるよう請求することができる（最大判仏暦2500年（西暦1957年）1291号）。さらに、裁判所が命じたにもかかわらず出頭しなかった場合には、判決により登録が可能と判断した（最判仏暦2508年（西暦1965年）580号）。

裁判離婚

もう一つの方法は裁判離婚である。タイにおいても調停前置主義が採用されているため（家事事件手続法146条、148条）、裁判手続きに入る前に、まず調停が試みられる。調停が不調に終わった場合に、裁判手続きが開始する。

裁判離婚の請求原因については、1516条に列挙されている。同条によると、1. 不貞行為、2. 不行跡、3. 虐待、4. 遺棄、5. 受刑、6. 別居、7. 失踪、8. 扶養義務違反、9. 心神喪失、10. 誓約違反、11. 伝染性の危険な疾病、12. 性的不能が離婚請求原因として挙げられている。民商法典の親族編が始めた公布された1935年においては、6と8以外に相当する原因がすでに定められていた。別居と扶養義務違反が追加されたのは1990年の改正においてである。

別居については、裁判離婚の請求原因として認められていなかっただけで、制度自体は1935年当時から存在していた（1935年法1455条）。現行制度では、通常の形態で営む夫婦生活を送ることができない場合、身体に危険が及ぶ場合、精神に危険が及ぶ場合、幸福が極度に侵害される場合において、裁判所への請求によって認められる（Kampusiri and Ekkabut 2012, 61）。裁判所は、その際、扶養料の支払いを命ずることができる（1462条⁶⁾。

⁶⁾ 1462条 夫婦が通常幸福を得る形で夫婦のように同居することができない、または同居することにより、身体もしくは精神に危険をもたらす、または幸福が大いに破壊される場合、通常幸福をえる形で夫婦のように同居することができない、または、危険をもたらされ、もしくは幸福が破壊される、夫または妻は、裁判所に対し、危険が存する期間別居することを許可する命令

離婚請求原因として認められる別居には、裁判所命令に基づく別居の他に、自発的な別居も含まれる（1516条4/2号）。別居期間は双方とも3年以上である。

その他、夫婦間において強制性交がなされた場合には、裁判離婚の請求原因となる（刑法典276条4項）。

親権

協議離婚の際に、未成年の子どもがいる場合には、その子どもの親権者を定める必要がある（1520条1項）。協議離婚の際に、未成年の子ども親権者を定めることについての合意がない場合、または合意ができなかった場合は、裁判所が親権者を定める（同）。また、裁判離婚の際においても、親権者を定める必要がある（同条2項）。裁判離婚の場合においては、子どもの幸福と利益の観点から、裁判所は、両親から親権を剥奪し、両親以外の者から未成年後見人を選任することができる（同）。

条文を見る限りでは、離婚後の親権について、単独親権に限定されているように読むことができるが⁷、裁判実務としては、共同親権を明確には禁止していないとして、共同親権も認められると考えられている⁸。

ちなみに、養育費の支払いを求める裁判において、協議離婚による離婚登録において、親権者の決定がされていない限りは、1566条1項に基づき、離婚前の原則である共同親権のままであるとする（最判仏暦2544年（西暦2001年）2971号）。また、裁判離婚においてであるが、1審判決において、離婚を認め、かつ親権については共同親権とした事例も存在する（最判仏暦2553年（西暦2010年）4480号。最終的には、離婚原因がないとして離婚は認められなかった、）。

の発出を請求することができる。この場合、裁判所は、状況に応じて、一方配偶者から他方配偶者に対して支払う扶養料の額を定めることができる。

⁷ Changphichit (1990)は、改正前の1976年法当時の規定に基づき分析しているが、タイでは単独親権しか認められないので、共同親権を導入できるように、法改正を提案している。現行法と表現が若干異なっているのみであるので、単独親権しか認められていないという解釈は、現行法においても当てはまると考えられる。

⁸ 少年家庭裁判所において家事事件を担当したことのある裁判官の教示による。しかしながら、実際に共同親権となる数はそれほど多くはないとのことである。

離婚後の親権者の変更については、1521条⁹に定めがある。それによると、親権の行使が適切に行われない場合、または親権者の選定後状況が変更した場合に、裁判所は、子どもの幸福と利益を考慮して、新しい親権者を選ぶことができる。

養育費

養育費の取り決めも、協議離婚の際に求められている。その際、金額を定めるとともに、養育費の負担者を、夫婦双方またはどちらか一方にすることができる（1522条1項）。そして、離婚登録の際に取り決めがなされていない場合には、裁判所が決定する（1522条2項）。裁判離婚の際にも、養育費の金額、負担者の取り決めがなされる（同）。

取り決めに基づき養育費の支払いがなされない場合は、裁判所に対して支払いの請求をすることができる。しかしながら、請求権の消滅時効は5年間となっている（193条の33）。

それでは、そもそも定められた養育費を事後的に変更できるかどうかの問題がある。しかしながら、先の離婚後の親権とは異なり、養育費については離婚後の変更に関する規定が存在しない。そこで、扶養料、養育費について、当事者の状況、収入または地位の変更に伴い、養育費等の金額の増減等を裁判所が命ずることができることと定める、1998条の39に基づき、離婚後の養育費についても、裁判所に請求でき、裁判所は変更できるとする（最判仏暦2552年（西暦2009年）4681号）。

養育費とは異なるが、裁判離婚の際に、生活費（前配偶者扶養料）が認められることがある（1526条¹⁰）。生活費の給付が認められた場合において、生活費を受け取っていた者が新たに婚姻したときは、生活費を受け取る権利は消滅する（1528条¹¹）。

⁹ 1521条 1520条に基づく、親権の行使者または後見人が不適切なふるまいをした、または選任後状況が変更した場合、裁判所は、子の幸福および利益を考慮して、親権の行使者または後見人の変更を命ずることができる。

¹⁰ 1526条 離婚の場合において、離婚原因が一方当事者のみの責任にあり、かつ離婚により他方当事者が、財産または婚姻期間中に従事していた事業から十分に収入を得ることができないために困窮するときは、その当事者は、責任を有する当事者に対して生活費を請求することができる。裁判所は、支払者の能力と受領者の状況を考慮して、生活費の支払いを認めるか否か決定することができる。その際、1598条の39、1598条の40および1598条の41を準用する。

2 生活費の請求権は、離婚訴訟において、請求するか、または反訴しなければ、消滅する。

¹¹ 1528条 生活費を受領している当事者が再婚した場合、生活費を受領する権利は、消滅する。

面会交流

離婚の際、親権の行使者であるか否かにかかわらず、父または母は、適切な状況において、子どもと面会する権利を有する（1584条の1）。本条が新設されたのは、1990年の改正においてであるが、その理由は、国際基準と子どもの権利条約に適合させるためであった（Bundet 2013, 674）。

離婚後に親権を有しない親も、当然、面会交流が認められるわけであるが、例外的に裁判所による制限がされる。それは、子どもの精神、健康、または幸福に重大な危険を及ぼすと考えられる場合である。例えば、伝染性が強い病気に罹患している、カルトの教義を信じるといった場合である（Bundet 2013, 674）。また、親権の行使を妨げたり、子どもの福祉に影響与えたり、親権者と子どもの関係を破壊しない形での面会をする必要があるため、もし、妨げたり等した場合には、親権の行使者は、面会を禁止する権限を有する（Kamphusiri 2017, 306）。

以上

参考文献

- Bundet, Prasopsuk. 2013. *Khamathibaikotmaiphaenglaephanit bap5 waduaikhropkhrua* (「民商法典解説第5編親族」). Bangkok: Samnakopromsueksakotmaihaennetibanthitsapa
- Changphichit, Woraphan. 1990. Amnatpokkhongbutphairangkanya (離婚後の親権) Master Thesis, Graduate School of Law, Chulalongkorn University. (<http://cui.r.car.chula.ac.th/handle/123456789/48350>.) (アクセス日：2021年6月11日)
- Kamphusiri, Phairot. 2017. *Khamathibaikotmaiphaenglaephanit bap 5 khropkhrua* (「民商法典解説第5編親族」). Bangkok: Samnakphim mahawitthayalai thammaat.
- Kampusiri, Phairot, and Ratsada Ekkabut. 2012. *Khamathibaikotmaiphaenglaephani t riangmatra waduaikhropkhrua Bap 5 Matra 1425-1598/41* (「民商法典第5編親族逐条解説第1425条-第1598条の41」). Bangkok: Kongthun satracan citti ting saphat khananitisat mahawitthayalai thammasat.